

平成30年11月市議会 教育厚生委員会資料

第125号議案

平成30年度

長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

目次

【繰越明許費】

- 1 一般管理事務費（1, 1, 1）
（後期高齢者医療システム改修）・・・・・・・・・・P1

市民健康部

平成30年11月

【繰越明許費】

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

事業名	金額		財源内訳			
			国庫	県費	その他	一般財源
一般管理事務費 (後期高齢者 医療システム 改修)	予算現額	千円 3,515	千円 0	千円 0	千円 0	千円 3,515
	支出予定額	509	0	0	0	509
	繰越明許額	3,006	0	0	0	3,006

1 繰越の理由

後期高齢者医療保険料においては、平成31年度の賦課から、被扶養者に係る保険料軽減が制度加入後2年間に限られる。これに伴い、保険料決定通知書の様式が変更となるが、変更後の様式等詳細が国から示されていないため、保険料決定通知書を作成する後期高齢者医療システムの改修が年度内に完了しない見込みであることから、当該改修費の全額を繰り越すもの。

2 後期高齢者医療保険料の被扶養者に係る保険料軽減

(1) 保険料算定方法

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて算定される「所得割額」と全ての被保険者について算定される「均等割額」の合算であるが、制度加入直前に社会保険の被扶養者だった被保険者については、所得割額は算定されず、均等割額のみ算定される。

(2) 被扶養者に係る保険料均等割額軽減（低所得者に係る均等割額軽減が適用される場合を除く）

該 当 年 度	軽減割合	軽減後の額
平成20年度～平成28年度	9割	4,600円※
平成29年度	7割	14,000円
平成30年度	5割	22,900円
平成31年度～	制度加入後 2年間に限り 5割	22,900円

※ 平成28年度の金額

3 繰越事業内訳

項 目	繰越明許額
後期高齢者医療システム改修 (保険料軽減特例見直し)	千円 3,006